

県立横浜栄高等学校施設の利用について

1 ご利用いただける施設

利用施設	利用できる種目	利用日・利用時間	利用料
体育館	バスケットボール バレーボール バドミントン	平日は午後7時30分から9時30分 土・日・祝日は午後6時30分から8時30分まで。	電気料実費 相当額 440円

2 利用のしかた

(1) 利用できる方

県内在住者または在勤者

(2) 申込方法

- 1 年度初め及び初めて利用する場合は、必ず「利用者名簿」を持参・郵送・ファックスのいずれかの方法で提出して下さい。また、記載内容に変更があった場合も速やかに変更後の名簿を提出してください。

※ファックス・郵便の場合は、送信後に電話で事務室に到達の確認をしてください。

- 2 利用希望日の属する月の前月初日から15日までの間に、「施設利用申込書」を事務室に提出してください。

※提出期日の15日以降に提出されたものは、利用承認できません。

※1団体につき、月2回まで。1回あたりの利用時間は2時間までとします。

- 3 他の利用者等との調整の後、利用可能であれば、「施設利用承認書」を交付します。

※学校の事情により、急遽施設を利用できなくなることがあります。その際、こちらからご連絡いたしますのでご承知おきください。

(3) キャンセルについて

当日利用できなくなった場合には、必ず事前にキャンセルの連絡をしてください。事前の連絡無くキャンセルした場合は、次の月の利用をお断りすることがあります。

(4) 利用方法

- 1 施設利用承認書の交付を受けた場合は、代表者は、利用当日の午後7時10分(土・日・祝日は午後6時10分)までに学校施設管理員から「体育館の鍵」とその日の「利用日誌」を受け取り、「体育館開放鍵受け渡し簿」に必要事項を記入してください。

※指定の時間に鍵を取りに来ない場合は、その日は体育館を開放しません。

- 2 利用終了後は、「利用日誌」を記入し、体育館の戸締り・清掃・消灯を行い、体育館出入口口と正門を施錠してください。

- 3 最後に「体育館の鍵」と「利用日誌」を職員玄関ポストに入れてお帰りください。

3 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

- ① 敷地内は全面禁煙です。
- ② 指定された利用施設以外の場所には、立ち入らないでください。
- ③ 利用が終了したときは、利用施設の清掃を行い、体育館・ピロティの照明を必ず消灯してから施錠してください。ゴミはお持ち帰りをお願いします。
- ④ 開放施設利用中の事故等、緊急時については、各自対応していただいております。利用にあたっては、利用責任者及び学校と連絡を密にするとともに、事故のないよう責任を持って安全に努めてください。
- ⑤ 利用中は正門を閉めてください。
- ⑥ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察110番や消防119番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。
- ⑦ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、学校に連絡し、「施設・設備破損届」を必ず提出してください。
- ⑧ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- ⑨ 利用責任者は、学校施設への行き帰りに関しても、集合・解散時刻をあらかじめ定めるなど、安全策を講じてください。

4 利用料金のお支払いについて

体育館利用料として、電気料実費相当額440円をお支払いいただきます。

当月の利用回数に基づき、翌月に「納入通知書」を送付しますので、最寄りの県指定の金融機関（銀行）にて必ず納付期限までに納付してください。

！注意！

納付期限までに納められていない場合は、督促を行います。前年度から通算して督促を1回以上受けた後、納付期限内に納付をしなかった場合は、次の月は施設開放をお断りしますのでご注意ください。

5 ホームページのご案内

本校ホームページでも利用方法や各種様式を公開していますのでご利用ください。

<施設開放のページ>

<http://www.pen-kanagawa.ed.jp/yokohamasakae-h/open.html>

【連絡先】

〒247-0013 横浜市栄区上郷町 555 番地

神奈川県立横浜栄高等学校

事務室

電話：045-891-5581（音声案内後、3番を押してください）

ファクシミリ：045-895-0587